

Financial Services Tax News

Financial Services Tax Group

December 2007

私たち税理士法人プライスウォーターハウスクーパースは、全世界150カ国に146,000人のスタッフを擁する世界最大級の会計事務所プライスウォーターハウスクーパース(PwC)の日本におけるメンバーファームです。日本最大級のタックスアドバイザーとして、公認会計士、税理士等約500人のスタッフから成る専門家集団であり、そのうち約100名が金融部に所属しています。

本Tax Newsでご紹介するのは、一般的な事例を前提としておりますので、個別案件への応用またはより専門的な案件の取引への取組に際しましては、是非私どもの金融部を皆様の良きパートナーとしてご利用下さい。

**税理士法人
プライスウォーターハウスクーパース
金融部**

〒100-6015

東京都千代田区霞が関3丁目2番5号

霞が関ビル15階

電話：03-5251-2400(代表)

<http://www.pwc.com/jp/tax>

*connectedthinking

© 2007 税理士法人プライスウォーターハウスクーパース
プライスウォーターハウスクーパースとは、税理士法人プライスウォーターハウスクーパース、または、プライスウォーターハウスクーパースのグローバルネットワーク、ないしはそのメンバーファームを指しています。個々の組織は分離独立した法的組織となっています。

平成20年度税制改正大綱 金融・証券税制、国際課税および特定目的 会社等にかかる主な改正点

平成19年12月13日に自由民主党より平成20年度税制改正大綱が発表されました。平成19年12月19日に財務省より平成20年度税制改正の大綱、平成19年12月19日に総務省より平成20年度地方税制改正(案)要旨(以下、まとめて「大綱」)が発表されました。今後、当該大綱を受けて財務省が作成した税制改正要綱が閣議決定され、要綱に基づき税法案が国会に提出されます。国会において法案が審議された後、採択され、法令として公表されます。本ニュースレターではこれらの改正大綱のうち、金融・証券税制、国際課税、特定目的会社および投資法人に関する課税などに関する主な改正点についてご紹介いたします。

特に2.国際課税(1)非居住者または外国法人の利子所得にかかる国内源泉所得等の範囲の変更および民間国外債の対象範囲の変更や、(2)いわゆる代理人PEからの独立代理人の除外については、証券化、流動化要件や投資ファンドのストラクチャーに影響を与えることが考えられます。

1. 金融・証券税制

(1) 上場株式等の譲渡所得等に対する課税

- ① 上場株式等の譲渡所得等にかかる税率については、平成20年12月31日をもって10%軽減税率(所得税7%、住民税3%)が廃止され、平成21年1月1日以降は20%(所得税15%、住民税5%)となります。
- ② 特例措置として、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間は、上場株式等にかかる譲渡所得等の金額のうち500万円以下の部分については、10%の軽減税率が適用されます。

(2) 上場株式等の配当所得に対する課税

- ① 居住者等が支払を受けるべき上場株式等の配当等にかかる源泉徴収税率については、平成20年12月31日をもって10%軽減税率(所得税7%、住民税3%)が廃止され、平成21年1月1日以降は20%(所得税15%、住民税5%)となります。
- ② 特例措置として、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間は上場株式等の配当等の金額につき100万円を上限に軽減税率10%(所得税7%、住民税3%)が適用され、あわせて、平成21年1月1日以後に居住者等が支払いを受けるべき上場株式等の配当所得について、20%(所得税15%、住民税5%)の税率による申告分離課税を選択できることとなります。

(3) 損益通算の特例

その年または、その年の前年以前3年以内の上場株式等の譲渡損失の金額等があるときは、これらの損失の金額を上場株式等の配当所得の金額(申告分離課税を選択したものに限り)から控除できるようになりました。この改正は平成21年分以後の所得税および平成22年度分以後の住民税について適用されません。

2. 国際課税

(1) 非居住者または外国法人の利子所得に対する課税

- ① 国内源泉所得の範囲に、外国法人が発行する債券の利子のうち国内において行う事業に帰せられるものが加えられます。
- ② 外国法人が国外において発行する割引債について、当該割引債の発行差金のうち国内において行う事業に帰せられるものがある場合には、その発行時に、投資家が受けるべき償還差益のうちこれに対応する部分に対して18%の税率により源泉徴収を行うこととされます。
- ③ 民間国外債等の利子の課税の特例について、その対象の範囲に一定の外国法人が発行する債券の利子が加えられた上で、当該特例の適用期限が2年間延長されます。

上記の改正は、外国法人が平成20年4月1日以後に発行する債券について適用されます。

(2) 代理人 PE

非居住者または外国法人に対する課税について、恒久的施設(PE)とされる代理人等(自己のために契約を締結する権限のある者その他これに準ずるものをいう。)の範囲から独立の地位を有する代理人等を除くこ

ととされます。

上記の改正は、平成20年4月1日以後の恒久的施設とされる代理人等の判定について適用されます。

(3) 特定目的会社等が納付した外国法人税の取扱い

特定目的会社等が納付した外国法人税の額は、現行の外国税額控除に代えて、特定目的会社の利益の配当等に対する所得税の額から控除することとされ、その控除限度額は、当該所得税の額とされます。

上記の改正は、平成20年4月1日以後に開始する事業年度にかかる利益の配当等に対する所得税の額について適用されます。

(4) 内国法人等の特定外国子会社等にかかる所得の課税の特例等(いわゆるタックスヘイブン税制について)

タックスヘイブン対策税制の適用を受ける内国法人等の判定における同族株主グループの範囲に、内国法人の役員等が支配する法人が加えられるとともに、適用除外を判定する非関連者基準にかかる関連者の範囲に、内国法人、特定外国子会社等その他の関連者とされる法人の役員等が支配する法人が加えられることとなります。

上記の改正は、特定外国子会社等の平成20年4月1日以後に終了する事業年度について適用されます。

3. 特定目的会社および投資法人に関する課税について

- (1) 特定目的会社にかかる課税の特例等について、支払配当等の損金算入等の要件における適格機関投資家の範囲が見直されることとなりました。不動産取得税に関する課税標準の特例措置においても、同様の見直しが行われています。
- (2) 投資法人にかかる課税の特例について、支払配当等の損金算入の要件である同族会社に該当しないことの判定が3株主グループから1株主グループによる判定になります。
- (3) 特定目的会社が資産流動化計画に基づき特定不動産を取得した場合等の所有権移転登記等に対する登録免許税の軽減税率が平成21年4月1日以降は1,000分の8から1,000分の9に引き上げられ、その適用期限が2年延長されます。

4. その他

- (1) 減価償却制度における、法定耐用年数について機械および装置を中心に、実態に即して使用年数を基にした資産区分の大括り化により見直しが行われます。この改正は既存の減価償却資産を含め、平成20年4月1日以後開始する事業年度について適用されます。
- (2) 土地の売買による所有権移転登記等に対する登録免許税の軽減税率が引き上げられ適用期限が延長されます。

より詳しい情報につきましては下記担当者にご連絡下さい。

パートナー	藤本幸彦	03-5251-2423	sachihiko.fujimoto@jp.pwc.com
	大石克洋	03-5251-2565	katsuyo.oishi@jp.pwc.com
	松田結花	03-5251-2556	yuka.matsuda@jp.pwc.com
	飯村鉄雄	03-5251-2834	tetsuo.iimura@jp.pwc.com
	鬼頭朱実	03-5251-2461	akemi.kitou@jp.pwc.com
	高木宏	03-5251-2788	hiroshi.takagi@jp.pwc.com
	レイモンド・カーン	03-5251-2909	raymond.a.kahn@jp.pwc.com
	スチュアート・ポーター	03-5251-2944	stuart.porter@jp.pwc.com
マネージング・ダイレクター	マーク・リム	03-5251-2867	lim.marc@jp.pwc.com
シニア・マネージャー	中村賢次	03-5251-2589	kenji.nakamura@jp.pwc.com
	川崎陽子	03-5251-2450	yoko.kawasaki@jp.pwc.com
マネージャー	斎木信幸	03-5251-2570	nobuyuki.saiki@jp.pwc.com
	箱田晶子	03-5251-2486	akiko.hakoda@jp.pwc.com
	佐々木真美	03-5251-2471	mami.sasaki@jp.pwc.com
	今村恭子	03-5251-2855	kyoko.imamura@jp.pwc.com
	松永智志	03-5251-2586	satoshi.matsunaga@jp.pwc.com
	遠山壮一	03-5251-6212	soichi.toyama@jp.pwc.com
	野中貴史	03-5251-2417	takashi.nonaka@jp.pwc.com
	ダニエル・ルーツ	03-5251-6640	daniel.lutz@jp.pwc.com